



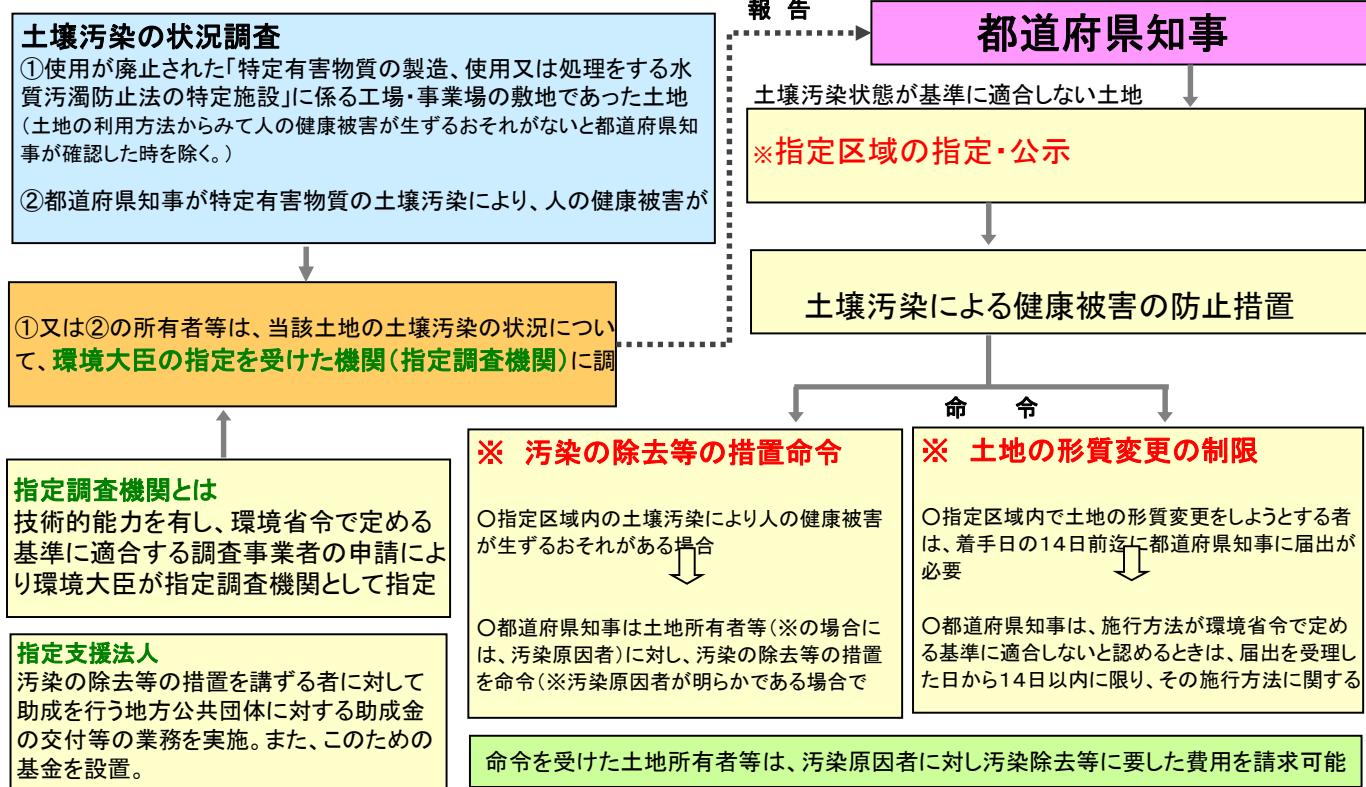
お取引先様 各位

土壤汚染対策法 のお知らせ

環境省は、土壤汚染による健康影響の懸念や対策確立への社会的要請が強まっている中、国民の安全と安心の確保を図るため、「土壤汚染対策法」を5月29日に公布し、2003年1月の施行を目指しています。この法律では特定の市街地の工場や事業所の跡地について、土壤汚染の調査と浄化が義務付けられています。シアテックでは、蓄積した経験と技術を駆使し、安心・信頼できるサービスを提供いたします。当社営業部または事業所までご連絡下さい。

土壤汚染対策法の概要

- ◇趣 旨 特定有害物質による土壤汚染の状況把握及び、土壤の汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定める等により土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護する。
- ◇対象物質 鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く)であって、それが土壤に含まれる事



豊かで潤いのある社会づくりに貢献する
総合建設コンサルタント

株式会社 シアテック

ISO9001認証: MSA-QS-706

<http://www.ciatec.co.jp>

担当 本社営業部

TEL : (0897)37-5921

FAX : (0897)32-5979

E-mail: ctl@ciatec.co.jp